

ご案内

➤検査申請について（窓口受付時間：平日の9:00～11:30、13:00～16:00 休憩時間：12:00～13:00）

- ・船舶検査申請書等の本紙を検査予定日の5営業日前（土日祝日は含まない）までに尾道支部へ届くように提出して下さい。
- ・申し込みの受付は船舶検査申請書の本紙が尾道支部に届いたものから先着順に行います。
- ・お受けできる検査隻数には限りがあるため、上限数に達すると締め切らせて頂きます。余裕をもって計画的な申請をお願いします。

➤出張検査について

- ・受検者の都合による時間指定はお受け出来ません。
- ・巡回地（海岸・漁港・河口・マリーナ）以外には原則お伺いしておりません。 〈ご自宅、会社の倉庫等にはお伺いしておりません。〉
巡回地又は尾道支部への持ち込みをお願いします。
- ・検査時間の連絡は、検査日の3営業日前（土・日・祝日を除く）までには電話で連絡いたします。
連絡が無い場合は、お手数ですが尾道支部へ確認をお願いします。
- ・島・ダム・湖・内陸部等にある小型船舶は、上記予定日にはお伺いできない場合があります。事前に御相談下さい。
- ・隻数オーバー、検査内容、天候不良、災害等で別日に変更する場合がございますので御了承下さい。

➤検査終了後の船舶検査証書等の受渡しについて

- ・検査合格後に船舶検査証書等を郵送にてお受け取りを希望される場合は、あらかじめお届け先の郵便番号、おところ、おなまえ、電話番号を記載したレターパック（プラス又はライト）を検査申請時に同封いただき、検査の際に検査員にお渡しください。

➤当機構のホームページをご活用ください。（「日本小型船舶検査機構」で検索）

- ・検査申請の受付状況、航行区域参考図、各種申請書ダウンロードなど…

☆お問合せ先
《検査済票番号を確認の上お問合せ下さい》
(例 273-123**)
日本小型船舶検査機構 尾道支部
〒722-0036 広島県尾道市東御所町9-1
尾道ウォーターフロントビル4階
TEL:0848-23-7250／FAX:0848-23-7880